

◆書評◆

伊藤るり編著

定松文／小ヶ谷千穂／平野恵子／大橋史恵／巢内尚子／中力えり
／宮崎理枝／篠崎香子／小井土彰宏／森千香子 著

『家事労働の国際社会学

ディーセント・ワークを求めて』

(人文書院 2020年 ISBN 978-4-409-24132-5 6300円)



飯尾 真貴子

(一橋大学大学院 社会学研究科)

家事、育児、介護といった家庭内における再生産労働は、ながく報酬に値しない無償労働としてみなされてきた。有償家事労働であっても、多くの国々において労働法制の対象外におかれ、労働者は雇用主との不平等な権力関係のもとで脆弱な立場におかれてきた。また、政労使の三者構成原則にもとづき、加盟国の様々な国際労働基準を制定する国際労働機関 (International Labor Organization: 以下ILOと記す)においても、男性が担う産業労働こそが「労働」であるという暗黙の前提によって、有償家事労働者に対する国際的な労働基準は長く策定されてこなかった。しかし、1980年代より世界的に拡大する移住家事労働者の組織化が進むなか、ILOがインフォーマル経済における労働者保護の実現とジェンダー差別撤廃に舵をきったことで、家事労働者の権利を保障しようとする機運が高まっ

た。その結果、ILOは、全ての労働者に有効な概念として、「権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事」(12頁)を意味する「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」を導入し、これを家事労働に適用する、ILO189号条約(「家事労働者のためのディーセント・ワーク条約」)を2013年に発効した。

本書は、このような有償家事労働をめぐる諸問題を検討するために、アジア、ヨーロッパ、北米にまたがる八か国・一特別行政区・一地域統合体であるEU(欧州連合)を対象として、各地の家事労働者の処遇と権利保障をめぐる制度と状況を、これまで不可視化されてきたローカルな国内家事労働者に対する政策やかねらの組織化の歴史に位置付けて明らかにしようするものである。そして、ILO189号条約の採択が

各国社会における家事労働者の処遇と組織化に、どのような越境的影響を及ぼしているのか、トランスナショナルな家事労働者運動の次元を捉えつつ、グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルといった複数の水準の相互連関を考察している。

本書の最大の強みは、移住家事労働者研究を出発点としながら、幅広い地域と国をフィールドとする研究者らの圧倒的な情報量に裏付けられた政策や制度分析とともに、ある特定の社会における家事労働者に関する歴史的奥行きをもった記述によって構成されている点にある。特に、移住家事労働者だけでなく国内家事労働者が置かれてきた社会的状況を歴史的に踏まえた本書は、移民の法的地位の脆弱性だけでなく、そもそも家事労働者が直面する職業的価値に対する過小評価や家庭内労働という私的空間における労働者としての権利保障の問題が根底にあることを繰り返し指摘している。また、このような分析射程のもとで、移住労働者だけでなく、国内家事労働者とその組織化にも目配りすることで、ホックシールドが指摘する「グローバル・ケア・チェーン」に位置付けられながらも、これまで並列に語られてこなかった国内家事労働者運動と移住家事労働者運動のつながりという貴重な発見が見出されている。

このような地域研究を基盤とする研究のあり方は、編者である伊藤も自覚的であるように、ともすれば「方法論的ナショナリズム」に陥る可能性を有するが、本書はこ

の潜在的な陥弊を「国際社会学的アプローチ」を用いることで乗り越えようとしている。具体的には、「189号条約採択という同時代的イベント」(11頁)を広範におよぶ国や地域の横断的な対比を可能にする分析的切り口とし、この条約をめぐる運動がローカル、ナショナル、そして地域統合体といった異なる複数の水準の間で反響し合う、「マルチスケールの政治」を生み出していることを明らかにした。このような分析視角は、単線的な国家間比較にとどまらない、各水準における複層的かつ多角的な家事労働者の運動や組織化の広がりをとらえることを可能にしたといえる。

本書に通底する論点の一つとして、家事労働者の権利保護を名目に掲げた移民送出国による送出し戦略としての「技能化」や、欧州を中心とする移民受入国による雇用創出や家事労働のフォーマル化を目的とする「職業化」といった制度化があげられる。ただし、このような制度化の取り組みは、権利保護にかかるリスクの個人化や新自由主義経済における雇用の断片化といった問題をはらんでいる。これに対して、フィリピンやインドネシアにおける支援組織や当事者による家事労働者の待遇改善を目的とした取り組み(第2章、第3章)や米国ニューヨークのワーカーズ・コープにみられる権利意識や相互の連帯を生み出す実践(第11章)は、家事労働者の技能や知識の獲得のみならず、権利や職業意識を育むうえで一定の効果をもたらしている。

では、本当の意味で「職業としての家事労働」が達成されるためには、送出国および受入国における「技能化」や「職業化」を含めた制度やレジーム、および支援組織による取り組みがどのように連動することが望ましいのだろうか。本書は、家事労働者の送出国であるフィリピンやインドネシアを扱った第一部を除いて、全体的に移住家事労働者の受入国における分析に比重が置かれているため、この相互連関が具体的に見えてこない。今後、家事労働者の社会的承認や職業的アイデンティティの確立を検討していくうえでも、送出国および受入国における制度やレジームの類型化とともに、その組み合わせを踏まえた比較が有効ではないだろうか。

また、本書の大部分は各国・地域における政策分析やILO189号条約の批准が及ぼす運動への影響をめぐる考察に注力しているが、ベトナムの事例（第5章）では、ILO189号条約に批准していても、現実には支援組織にアクセスすることができず、「逃げる」ことを選択せざるを得ない家事労働者の存在が浮き彫りになった。このような、搾取構造の最も脆弱な立場におかれる家事労働者と支援組織に結びつくことができた家事労働者の経験の差異は、どのように説明されるのだろうか。新自由主義的

政策を背景とする雇用の断片化、ギグエコノミー型の家事労働者の登場、あるいは日本のように異なる在留資格を用いた労働者の分断を背景として、家事労働者の組織化の困難さが今日的課題として指摘されるなか、こうした家事労働者の経験の差異に接近しようとする議論が持つ意味は大きいと考える。

最後に、家事労働者をめぐる様々な課題に対して、私たち読者はどのように向き合うべきだろうか。新型コロナウイルスによる突然の休校・休園および登園自粛に多くの働く親が途方にくれた。私たち家族もまたしかりである。世帯内における育児分担はもちろんだが、行政は、家庭内保育を担うベビーシッターの活用を一つの解決策として示した。しかし、感染リスクをはらむこの非常事態に家庭内保育を依頼する利用者および雇用側の責任や保育者に対する保障をめぐる議論はどこにも見当たらない。家事労働とは「他のすべての労働を可能にする労働」であると宣言した米国の家事労働者支援組織のスローガンが切実に意識される今、家事労働の職業アイデンティティの確立や社会的承認を実現するためには、この問題を社会における私たち一人ひとりの問題として捉える視点が求められているのではないだろうか。